

# 【資料編】



## 資料編 目次

1	条例等	1
1-1	防災会議条例	1
1-2	防災会議委員名簿	3
1-3	北杜市災害対策本部条例	4
1-4	北杜市地震災害警戒本部条例	5
2	避難等	6
2-1	避難指示等の判断基準（目安）	6
2-2	避難所・緊急避難場所	9
2-3	福祉避難所（公共施設、民間事業所）	12
2-4	優先的に開設する緊急避難場所（水害時）	14
2-5	応急仮設住宅建設候補地	15
3	協定	16
4	輸送・通信・広報	21
4-1	ヘリコプター場外離着陸場（県消防防災ヘリ関係）	21
4-2	ヘリコプター主要発着場（自衛隊ヘリ関係）	22
4-3	ヘリコプター場外離着陸場（自衛隊ヘリ関係）	23
4-4	ドクターヘリ離着陸場	23
4-5	自衛隊派遣部隊・緊急消防援助隊宿泊予定施設	24
4-6	緊急消防援助隊野営可能場所	25
4-7	緊急消防援助隊地上部隊進出拠点及び到達ルート（北杜市内）	25
5	消防・水防	26
5-1	北杜市消防団の編成	26
6	基準・様式等	28
6-1	職員動員関係様式	28
6-2	被害認定基準	29
6-3	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	31
6-4	緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書	34



# 1 条例等

## 1-1 防災会議条例

平成 16 年 11 月 1 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、北杜市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北杜市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長及び消防機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項各号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 16 日条例第 116 号)

## 1 条例等

この条例は、平成 18 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-2 防災会議委員名簿

番号	区分	機関名	職名	
1	会長	北杜市	市長	
2	1号委員(指定地方行政機関)	関東地方整備局甲府河川国道事務所	所長	
3	2号委員(山梨県)	山梨県中北地域県民センター	地域防災幹	
4	3号委員(山梨県警)	北杜警察署	署長	
5	4号委員(部内職員)	北杜市	副市長	
6		北杜市北杜未来部	部長	
7		北杜市総務部	部長	
8		北杜市企画部	部長	
9		北杜市市民環境部	部長	
10		北杜市福祉保健部	部長	
11		子ども政策部	部長	
12		北杜市産業観光部	部長	
13		北杜市建設部	部長	
14		北杜市教育部	部長	
15		北杜市会計管理者	会計管理者	
16		北杜市議会事務局	事務局長	
17		北杜市監査委員会	事務局長	
18		北杜市農業委員会	事務局長	
19		北杜市上下水道局	局長	
20		明野総合支所	支所長	
21		須玉総合支所	支所長	
22		高根総合支所	支所長	
23		長坂総合支所	支所長	
24		大泉総合支所	支所長	
25		小淵沢総合支所	支所長	
26		白州総合支所	支所長	
27		武川総合支所	支所長	
28		5号委員(教育長)	教育委員会	教育長
29		6号委員(消防団長及び消防機関の職員)	峡北広域行政事務組合峡北消防本部	消防長
30			北杜市消防団	団長
31		7号委員(指定公共機関又は指定地方公共機関)	日本赤十字社山梨県支部	事務局長
32	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社		韮崎事務所長	
33	東日本電信電話(株)山梨支店		支店長	
34	東日本旅客鉄道(株)小淵沢駅		駅長	
35	中日本高速道路(株)甲府保全・サービスセンター		所長	
36	8号委員(自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者)	代表区長会	会長	
37		梨北農業協同組合	組合長	
38		北杜市商工会	会長	
39		北杜市社会福祉協議会	会長	
40		特定非営利活動法人減災ネットやまなし	理事長	

# 1 条例等

## 1-3 北杜市災害対策本部条例

平成 16 年 11 月 1 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、北杜市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。



## 1-4 北杜市地震災害警戒本部条例

平成16年11月1日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、北杜市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 峡北広域行政事務組合峡北消防本部の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから市長が委嘱する者

(6) 市の消防団の団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

## 2 避難等

### 2-1 避難指示等の判断基準（目安）

避難情報	基準（目安）
自主避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害共通</li> <li>・強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
高年齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浸水</li> <li>・洪水予報により、塩川の岩根橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</li> <li>・洪水予報により、塩川の岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</li> <li>・釜無川の穴山橋水位観測所又は国界橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</li> <li>・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>●土砂災害</li> <li>・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」となった場合、または、山梨県の土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）する場合</li> <li>・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</li> <li>●災害共通</li> <li>・高年齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浸水</li> <li>・洪水予報により、塩川の岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（レベル4水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合</li> <li>・洪水予報により、塩川の岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）</li> <li>・釜無川の穴山橋又は国界橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合</li> <li>・釜無川の穴山橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国界橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>② 釜無川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</li> <li>③ 穴山橋水位観測所の上流で大量な降雨が見込まれる場合</li> <li>・釜無川の国界橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合       <ul style="list-style-type: none"> <li>① 釜無川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</li> <li>② 国界橋水位観測所の上流で大量な降雨が見込まれる場合</li> </ul> </li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・塩川ダム又は大門ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 (洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川)</li> <li>・水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合       <ul style="list-style-type: none"> <li>① 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</li> <li>② 水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</li> </ul> </li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現し、引き続き水位上昇のおそれがある場合</li> <li>●土砂災害       <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</li> <li>・気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険（紫）」となった場合、又は、山梨県の土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）する場合</li> <li>・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> </ul> </li> <li>●災害共通       <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul> </li> </ul>
<p>緊急安全確保 【警戒レベル 5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浸水       <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩川の岩根橋水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</li> <li>・釜無川の穴山橋水位観測所又は国界橋水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</li> <li>・大雨特別警報（浸水害）（警戒レベル5相当情報[浸水害]）が発表された場合</li> <li>・洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> </ul> </li> </ul>

## 2 避難等

	<ul style="list-style-type: none"><li>・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</li><li>・洪水予報により、塩川の氾濫発生情報（警戒レベル5相当[洪水]）が発表された場合</li><li>・堤防の決壊、越水・溢水が発生した場合</li><li>●土砂災害<ul style="list-style-type: none"><li>・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当[土砂災害]）が発表された場合</li><li>・土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合</li><li>・土砂災害発生</li></ul></li></ul>
--	---

## 2-2 避難所・緊急避難場所

No.	地区	避難所名		避難所	緊急避難場所				住所	電話番号	収容人数(人)	
					洪水	土砂	地震	火災			面積(m <sup>2</sup> )	施設: 6 m <sup>2</sup> 場所: 10 m <sup>2</sup>
1	明野	明野小学校	校舎	○	○	○	○	明野町上手 8418	25-2101	25-2101		
			体育館	○	○	○	○				1,118	186
			校庭		○	○	○				9,024	902
2	明野	明野中学校	校舎	○	○	○	○	明野町上手 8342	25-2426	25-2426		
			体育館	○	○	○	○				1,050	175
			校庭		○	○	○				30,602	3,060
3		明野多目的屋内運動場	○	○	○	○	明野町上手 8304	25-1530	25-1530	1,086	181	
4		北杜市明野テニスコート		○	○	○	明野町上手 8303	25-1530	25-1530	1,382	138	
5		明野総合支所		○	○		明野町上手 5219-1	42-1112	42-1112			
6	須玉	須玉小学校	校舎	○	○	○	○	須玉町若神子 200-2	42-2310	42-2310		
			体育館	○	○	○	○				1,067	177
			校庭		○	○	○				14,017	1,401
7		(旧) 増富小学校	体育館	○	○	○	○	須玉町比志 3611-6	42-1312 (管財課)	42-1312 (管財課)	930	155
			校庭		○	○	○				5,024	502
8	須玉	須玉中学校	校舎	○	○	○	○	須玉町小倉 200	42-2021	42-2021		
			体育館	○	○	○	○				962	160
			校庭		○	○	○				25,691	2,569
9		北杜市須玉総合体育館	○	○	○	○				2,210	368	
10		北杜市須玉穂足スポーツ公園		○	○	○	須玉町大蔵 734	42-4844	42-4844	5,000	500	
11		北杜市須玉のろしの里ふれあい広場		○	○	○	須玉町若神子 395			5,100	510	
12		須玉総合支所		○	○		須玉町若神子 2155	42-1113	42-1113			
13		増富出張所		○	○		須玉町比志 3621-30	42-1436	42-1436			
14	高根	高根東小学校	校舎	○	○	○	○	高根町村山北割 1035	47-2014	47-2014		
			体育館	○	○	○	○				721	120
			校庭		○	○	○				10,856	1,085
15	高根	高根西小学校	校舎	○	○	○	○	高根町村山西割 1696	47-2025	47-2025		
			体育館	○	○	○	○				700	116
			校庭		○	○	○				8,940	894
16	高根	(旧) 高根北小学校	校舎	○	○	○	○	高根町長澤 2141	42-1312 (管財課)	42-1312 (管財課)		
			体育館	○	○	○	○				424	70
			校庭		○	○	○				4,865	486
17	高根	(旧) 高根清里小学校	校舎	○	○	○	○	高根町清里 3545-2083	42-1312 (管財課)	42-1312 (管財課)		
			体育館	○	○	○	○				695	115
			校庭		○	○	○				8,982	898

2 避難等

No.	地区	避難所名		避難所	緊急避難場所				住所	電話番号	収容人数(人)	
					洪水	土砂	地震	火災			面積(m <sup>2</sup> )	施設: 6 m <sup>2</sup> 場所: 10 m <sup>2</sup>
18	高根	高根中学校	校舎	○	○	○	○	高根町村山東割 98	47-2026	1,312	218	
			体育館	○	○	○	○					
			校庭		○	○	○					
19	高根	北杜市高根体育館		○	○	○	○	高根町村山北割 111	47-4444	2,886	481	
20		北杜市高根ゲートボール場		○	○	○	○	高根町村山北割 100		546	91	
21		北杜市高根総合グラウンド			○	○	○			20,691	2,069	
22		北杜市高根テニスコート			○	○	○			4,232	423	
23		北杜市高根清里スポーツ広場			○	○	○	高根町浅川 267		6,647	664	
24	高根農村環境改善センター			○	○	○	高根町村山北割 3288	42-1114				
24	高根総合支所			○	○		高根町村山北割 3261	42-1114				
25	長坂	(旧) 秋田小学校	校庭		○	○	○	長坂町大八田 3677	42-1312 (管財課)	8,104	810	
26		長坂小学校	校舎	○	○	○	○	長坂町長坂上条 1603-1	32-2308			
			体育館	○	○	○	○			845	140	
			校庭		○	○	○			11,074	1,107	
27		(旧) 日野春小学校	体育館	○	○	○	○	長坂町長坂下条 1237-3	42-1312 (管財課)	561	93	
			校庭		○	○	○			11,566	1,156	
28		(旧) 小泉小学校	体育館	○	○	○	○	長坂町白井沢 4078	42-1312 (管財課)	513	85	
			校庭		○	○	○			10,832	1,083	
29		長坂中学校	校舎	○	○	○	○	長坂町長坂上条 1608	32-2242			
			体育館	○	○	○	○			845	140	
	校庭			○	○	○	32,858			3,285		
30	甲陵中・高等学校	校舎	○	○	○	○	長坂町長坂上条 2003	32-3050				
		体育館	○	○	○	○			1,333	222		
		校庭		○	○	○			11,395	1,139		
31	長坂総合スポーツ公園	体育館	○	○	○	○	長坂町大八田 6811- 187	32-2278	2,399	399		
		屋内ゲートボール場	○	○	○	○			567	94		
		柔剣道場	○	○	○	○			547	91		
		野球場		○	○	○			14,370	1,437		
		陸上競技場		○	○	○			18,250	1,825		
32	北杜市郷土資料館			○	○	○	長坂町中丸 1996-2	32-6498	459	76		
33	長坂総合支所			○	○		長坂町長坂上条 2575-19					

No.	地区	避難所名			避難所	緊急避難場所				住所	電話番号	収容人数 (人)	
						洪水	土砂	地震	火災			面積 (㎡)	施設 : 6 ㎡ 場所 : 10 ㎡
34	大泉	泉小学校	校舎	○	○	○	○	○	大泉町谷戸 2870	38-2025			
			体育館	○	○	○	○	○			767	127	
			校庭		○	○	○	○			21,724	2,172	
35	大泉	泉中学校	校舎	○	○	○	○	○	大泉町谷戸 2087	38-2012			
			体育館	○	○	○	○	○			1,080	180	
			校庭		○	○	○	○			16,686	1,668	
36		大泉体育館		○	○	○	○	○	大泉町谷戸 1915	45-6130	2,165	360	
37		大泉総合支所			○	○	○	○	大泉町西井出 3164-1	42-1116			
38	小淵沢	小淵沢小学校	校舎	○	○	○	○	○	小淵沢町 7741	36-2055			
			体育館	○	○	○	○	○			741	123	
			校庭		○	○	○	○			10,000	1,000	
39	小淵沢	小淵沢中学校	校舎	○	○	○	○	○	小淵沢 732	36-2160			
			体育館	○	○	○	○	○			1,190	198	
			校庭		○	○	○	○			15,553	1,555	
40	小淵沢	小淵沢総合スポーツセンター	体育館	○	○	○	○	○	小淵沢 2161	45-7750	1,020	170	
			グラウンド		○	○	○	○			17,256	1,725	
41	小淵沢	小淵沢東スポーツセンター	体育館	○	○	○	○	○	小淵沢上笹尾 1240	45-7750	612	102	
			グラウンド		○	○	○	○			10,378	1,037	
42		小淵沢総合支所			○	○			小淵沢町 7711	42-1119			
43	白州	白州小学校	校舎	○	○	○	○	○	白州町白須 225	35-2733			
			体育館	○	○	○	○	○			750	125	
			校庭		○	○	○	○			9,990	999	
44	白州	白州中学校	校舎	○	○	○	○	○	白州町白須 1920	35-2534			
			体育館	○	○	○	○	○			1,538	256	
			校庭		○	○	○	○			10,497	1,049	
45		白州体育館		○			○	○	白州町鳥原 2913-208	35-3553	3,635	605	
46		北杜市白州総合運動場					○	○	白州町白須 7458-2		27,500	2,750	
47		白州総合会館			○	○			白州町白須 288-1	42-1473			
48		白州総合支所			○	○			白州町白須 312	42-1117			
49	武川	武川小学校	校舎	○	○	○	○	○	武川町牧原 944	26-2110			
			体育館	○	○	○	○	○			730	121	
			校庭		○	○	○	○			12,232	1,223	
50	武川	武川中学校	校舎	○				○	武川町山高 1457	26-3715			
			体育館	○				○			960	160	
			校庭					○			21,714	2,171	
51		武川体育館		○			○	○	武川町三吹 2218	26-3261	1,229	204	
52		北杜市武川運動公園			○	○	○	○	武川町新奥 1112		17,662	1,766	
53		甲斐駒センターせせらぎ		○				○	武川町牧原 1243	20-3019	286	47	
54		武川総合支所			○	○			武川町山高 1457-3	42-1118			

## 2-3 福祉避難所（公共施設、民間事業所）

## 1 公共施設

No.	避難所名	住所	電話番号
1	北杜市保健センター	高根町箕輪 697	42-1401
2	北杜市障害者支援センター	長坂町長坂上条 2233	42-1334
3	明野ゆうゆうふれあい館	明野町浅尾新田 1499-1	42-1333
4	須玉町デイサービスセンター	須玉町藤田 799-1	
5	高根町デイサービスセンター	高根町箕輪新町 50	
6	大泉町デイサービスセンター	大泉町谷戸 1880	
7	小淵沢町デイサービスセンター	小淵沢町 6266	
8	武川町デイサービスセンター	武川町牧原 1322	

## 2 民間事業所

No.	法人名	事業所名	区分	住所	電話番号
1	(社) 緑の風	障害福祉サービス事業所緑の風	障害	長坂町大井ヶ森 994-1	20-4400
2	(社) しあわせ会	白州いずみの家	障害	白州町白須 8438	35-3324
3	(特非) あさひ	グループホームあさひテレサホーム	障害	高根町村山北割 86-6	47-3950
4	(特非) キッズステーション	キッズステーション	障害	須玉町藤田 441-2	42-3870
5	(社) 緑樹会	グリーンヒルホーム	障害	明野町上手 520	25-2512
6		特別養護老人ホーム明山荘	介護		
7	(社) 愛寿会	障害者支援施設第二仁生園	障害	長坂町小荒間 27-4	32-8270
8		仁生園デイサービスセンター	介護	長坂町小荒間 1293	32-7425
9	(社) 友和会	ホクト甲斐	障害	武川町柳澤 2946-16	23-6525
10		フレンズ武川	障害	武川町柳澤 2946-12	
11	(社) 高根福祉みのる会	北杜市障害福祉サービス事業所 パル実郷	障害	高根町箕輪 2270-1	090- 1558-
12		北杜の郷	障害	高根町村山北割 1689-2	7128
13	(社) 八ヶ岳名水会	菜の花	障害	長坂町長坂下条 1368-1	32-0035
14		春の陽	障害		
15		星の里	障害		
16	(社) 新友会	ふれんどりー・ゆう	障害	須玉町比志 3621-31	42-6661
17	(有) ほくと夢ポケット	ほくと夢ポケット デイサービスセンター	介護	高根町村山西割 2051-1	47-6661
18		ほくと夢ポケットⅡ デイサービスセンター	介護	高根町村山西割 2044-1	47-6662
19		ほくと夢ポケットⅢ デイサービスセンター	介護	長坂町大八田 1576-27	32-6300



No.	法人名	事業所名	区分	住所	電話番号
20	(医) あとべ会	峡北シルバーケアホーム	介護	長坂町渋沢 907	32-6211
21	(社) 友伸福祉会	通所介護事業所 ほくと・ぬくもり	介護	須玉町若神子 2120-1	20-6255
22		小規模多機能型居宅介護事業所 ほくと・ぬくもり	介護		
23		特別養護老人ホーム長寿荘	介護	須玉町若神子 2169-1	30-7732
24	(医) 燦生会	介護老人保健施設フルリールむ かわ	介護	武川町柳澤 740-1	26-0111
25		デイサービスよりあいどころ・ ほくと・さくら苑	介護	長坂町白井沢 1172-19	32-8301

## 2 避難等

### 2-4 優先的に開設する緊急避難場所（水害時）

#### 1 緊急避難場所

地区	施設名	連絡先
明野	1. 明野総合支所 2. 明野小学校	42-1112（明野総合支所）
須玉	1. 須玉総合支所・増富出張所 2. 須玉総合体育館	42-1113（須玉総合支所） 42-1436（増富出張所）
高根	1. 高根総合支所 2. 高根農村環境改善センター	42-1114（高根総合支所）
長坂	1. 長坂総合支所 2. 長坂総合スポーツ公園体育館	42-1115（長坂総合支所）
大泉	1. 大泉総合支所 2. 泉小学校	42-1116（大泉総合支所）
小淵沢	1. 小淵沢総合支所 2. 小淵沢小学校	42-1119（小淵沢総合支所）
白州	1. 白州総合会館 2. 白州中学校	42-1117（白州総合支所）
武川	1. 武川総合支所 2. 武川小学校	42-1118（武川総合支所）

※1→2の順で開設する。

#### 2 福祉避難所

施設名	連絡先
北杜市保健センター	42-1401（ネウボラ推進課）
北杜市障害者総合支援センター	42-1334（福祉課）
高根町デイサービスセンター	42-1333（介護支援課）
明野ゆうゆうふれあい館	42-1333（介護支援課）

## 2-5 応急仮設住宅建設候補地

No.	候補地の名称	所在地	敷地面積 (㎡)	特記事項
1	明野中学校校庭	明野町浅尾 5259-112	16,300	
2	北杜市営多麻団地住宅南側空き地	須玉町東向 2231-4	4,045	
3	須玉ふれあい館北側駐車場	須玉町若神子 521-23	5,920	
4	北杜市高根総合グラウンド	高根町村山北割 100	21,000	
5	ふれあい交流広場駐車場	高根町村山北割 3311-1	4,922	
6	長坂総合スポーツ公園 (駐車場)	長坂町大八田 6811	4,000	
7	北杜市長坂総合スポーツ公園 (野球場)	長坂町大八田 6811-187	14,370	
8	北杜市長坂総合スポーツ公園 (陸上競技場・テニスコート)	長坂町大八田 6811-170	24,793	
9	北杜市小淵沢総合スポーツセンターグラウンド	小淵沢町 2161	17,256	
10	北杜市白州総合運動場	白州町白須 7458-2	27,500	
11	武川小学校校庭	武川町牧原 944	5,250	
12	北杜市武川運動公園	武川町新興 1112	17,662	
計			163,018	

## 3 協定

## (1) 消防関係

No.	締結日	区分	協定名	締結先	備考
1	昭和 43 年 9 月 1 日 昭和 44 年 12 月 25 日	消防	富士見町北杜市広域 消防相互応援協定書	富士見町・北杜市（旧小淵 沢町・旧白州町）	
2	昭和 46 年 3 月 29 日	消防	消防計画に伴う火災 出動に関する細目協 定書	韮崎市（消防団）・甲斐市 （消防団）・峡北広域行政事 務組合・北杜市（消防団）	
3	平成 6 年 12 月 22 日	消防	消防相互応援協定書	南牧村（消防団）・北杜市 （消防団：旧高根町）	
4	平成 18 年 6 月 14 日	消防	中央自動車道消防相 互応援協定書	上野原市・大月市・都留 市・富士五湖広域行政事務 組合・富士吉田市・西桂 町・富士河口湖町・東山梨 行政事務組合・甲州市・東 八代広域行政事務組合・笛 吹市・甲府地区広域行政事 務組合・甲府市・甲斐市・ 中央市・昭和町・峡北広域 行政事務組合・韮崎市・北 杜市	

## (2) 協定等

No.	締結日	区分	協定名	締結先	備考
1	平成 8 年 7 月 24 日	災害	災害時の相互応援に 関する協定書	袋井市（旧浅羽町）・北杜市 （旧明野村）	災害時の相互応援（食料、 生活必需品、応急対策用防 災資機材の提供等）
2	平成 8 年 11 月 1 日	災害	災害相互応援協定	羽村市・北杜市（旧高根 町）	災害時の相互応援（食料、 生活必需品、応急対策用防 災資機材の提供、一時収容 施設の提供等）
3	平成 9 年 8 月 6 日	災害	災害時における相互 応援に関する協定書	甲府市・南アルプス市・韮 崎市・甲斐市・中央市・昭 和町・市川三郷町・身延 町・富士川町・早川町・南 部町・静岡市・佐久市・佐 久穂町・小海町・川上村・ 南牧村・南相木村・北相木 村・北杜市	災害時の相互応援（職員派 遣、食料、生活必需品、応 急対策用防災資機材の提 供、一時収容施設の提供 等）
4	平成 9 年 12 月 24 日	災害	災害時における日野 春郵便局、北杜市間 の協力に関する覚書	日野春郵便局・北杜市（旧 小淵沢町）	郵便、貯金、簡易保険等の 災害特別事務、施設・用 地・情報の相互協定
5	平成 11 年 3 月 29 日	災害	新宿区と北杜市との 相互援助協定	新宿区・北杜市（旧長坂 町）	災害時の相互応援（食料、 生活必需品、応急対策用防 災資機材の提供等）
6	平成 15 年 5 月 26 日	災害	災害時における相互 応援に関する協定書	西東京市・北杜市（旧須玉 町）	災害時の相互応援（食料、 生活必需品、応急対策用防 災資機材の提供等）

7	平成19年1月12日	災害	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・上野原市・山梨市・甲州市・中央市・北杜市	大規模災害時及び国民保護計画が対象とする事態における相互応援協定（食料他必要資機材の提供、救援及び救助に必要な車両等の提供、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣）
8	平成19年4月1日	災害	災害時における放送要請に関する協定	特定非営利活動法人八ヶ岳コミュニティ放送（FM八ヶ岳）	災害時の避難情報における緊急放送に関する協定
9	平成20年3月25日	災害	災害時における物資の供給に関する協定	梨北農業協働組合※	災害時における生活物資の供給に関する協定
10	平成20年3月25日	災害	災害時における施設等の提供協力に関する協定	八ヶ岳ロイヤルホテル 清里高原ホテル キープ協会（清泉寮） ダイヤモンド八ヶ岳美術館ソサイエティセラビリティリゾート泉郷八ヶ岳高原 八ヶ岳グレイスホテル	災害時における帰宅困難者の施設受け入れに関する協定
11	平成20年7月28日	災害	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(株)いちやまマート (株)オギノ (株)クスリのサンロード (株)くろがねや	災害時における生活物資の供給に関する協定
12	平成20年7月28日	災害	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	社団法人山梨県トラック協会 峡北支部 赤帽山梨県軽自動車運送共同組合	災害時等の物資等の輸送に関する協定
13	平成20年10月20日	災害	災害時における応急対策業務に関する協定	北杜市建設安全協議会 69社（土木建築60社 電設9社）	災害時の公共土木施設等の応急対策業務に関する協定
14	平成21年10月6日	災害	北杜市防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力(株)山梨支店	電力供給に関わる事故停電が発生した場合における防災行政無線の使用に関する協定
15	平成22年3月9日	災害	災害時における石油燃料等の供給に関する協定	山梨県石油協同組合北巨摩支部長	災害時における庁舎、避難所等における石油燃料等の供給に関する協定
16	平成22年3月24日	災害	特設公衆電話設置に関する覚書	東日本電信電話(株)関東地方整備局	災害時用公衆電話の設置、利用、管理等
17	平成23年4月1日	災害	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換、リエゾンの派遣等に関する協定
18	平成24年10月19日	災害	福祉避難所の指定に関する協定書	社会福祉法人緑の風・社会福祉法人しあわせ会・特定非営利活動法人あさひ・特定非営利活動法人キッズステーション・社会福祉法人緑樹会・社会福祉法人愛寿会・社会福祉法人友和会・社会福祉法人高根福祉みのる会・社会福祉法人八ヶ岳名水会・社会福祉法人新友会・有限会社ほくと夢ポケ	災害時における福祉避難所開設に関する協定

3 協定

				ット・医療法人あとべ会・ 社会福祉法人友伸福祉会・ 医療法人燦生会	
19	平成 26 年 1 月 24 日	医療	医療連携協定書	富士見高原医療福祉センター	災害時における患者受入等 医療連携に関する協定
20	平成 26 年 1 月 28 日	災害	災害時における協力 に関する協定	社団法人韮崎青年会議所	災害時における人的支援、 物的支援に関する協定
21	平成 26 年 1 月 28 日	災害	アマチュア無線による 災害時応援協定	八ヶ岳アマチュア無線クラ ブ・八獣会アマチュア無線 クラブ	アマチュア無線による災害 情報の収集、伝達協力
22	平成 26 年 1 月 28 日	災害	災害時医療連携に関 する協定書	北巨摩医師会	災害時等における医療救護 班の派遣
23	平成 26 年 6 月 1 日	災害	災害時における避難 所等の施設利用に関 する協定	社会福祉法人八ヶ岳名水会	災害時における避難所利用 に関する協定
24	平成 27 年 3 月 1 日	災害	災害時における避難 所等の施設利用に関 する協定	株式会社ホリスティックホ ールディングス（旧小泉小 学校グラウンド）	災害時における避難所利用 に関する協定
25	平成 27 年 3 月 23 日	災害	災害時における応急 対策業務用レンタル 機材の提供に関する 協定書	株式会社アクティオ	災害時における応急対策資 機材の提供に関する協定
26	平成 27 年 4 月 1 日	災害	データ放送による情 報の取り扱いに関す る確認書	株式会社日本ネットワー クサービス	災害時のデータ放送の表示 による情報発信
27	平成 27 年 6 月 5 日	災害	災害時における相互 応援に関する協定書	荒川区	災害時の相互応援（食料、 生活必需品、応急対策用防 災資機材の提供等）
28	平成 27 年 12 月 1 日	災害	山梨県・市町村被災 者生活再建支援制度 に関する協定	山梨県	住宅等が全壊した県内世帯 の生活の早期再建を支援
29	平成 28 年 1 月 15 日	災害	災害時における応急 活動の協力に関する 協定書	一般社団法人山梨県トラ ック協会、峡北陸送株式会 社	協定先が備蓄している食 料、水等の提供
30	平成 28 年 4 月 6 日	災害	富士山火災噴火時に おける富士吉田市の 広域避難に関する覚 書	富士吉田市長	富士山噴火における避難者 の受入に関する協定
31	平成 28 年 4 月 8 日	災害	連携協定書（災害 時における物資の供 給）	高根ベビーリーフ菜園株式 会社	災害時の救援物資の提供に 関する協定
32	平成 29 年 2 月 1 日	災害	大規模災害時におけ る被災者支援に関す る協定書	山梨県行政書士会長	災害救助法適用時の相談窓 口の設置、罹災証明等発行 等支援
33	平成 29 年 3 月 29 日	災害	減災力に強いまちづ くり協定書	特定非営利活動人減災ネッ トやまなし	減災力の強いまちづくり事 業推進に関する協定
34	平成 29 年 4 月 1 日	災害	災害防災情報等の放 送に関する協定書	株式会社日本ネットワー クサービス	災害時防災情報の伝達に関 する協定
35	令和 2 年 9 月 1 日	災害	災害時等における無 人航空機による情報	ホリスティックホールディ ングス	災害時におけるドローンを 利用した情報収集

			収集活動に関する協定書		
36	令和2年7月6日	災害	災害時等における物資供給に関する協定書	山梨銘醸株式会社、株式会社木次商事、有限会社わたなべ	災害時における消毒液の供給に関する協定
37	令和2年8月31日	災害	災害時における無人航空機の運用に関する協定書	有限会社山梨ドローンテクノロジー、	災害時におけるドローンを利用した情報収集
38	令和2年8月31日	災害	災害時における緊急輸送等に関する協定書	北杜市地域交通連絡会	災害時におけるタクシー、バス等による物資等の輸送
39	令和2年10月7日	災害	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害に関する情報発信
40	令和3年1月7日	災害	「みんな元気になるトイレ」派遣協力に関する協定書	一般社団法人助けあいジャパン	災害時におけるトイレトレーラー派遣に関する協定
41	令和3年2月24日	災害	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書	山梨県LPガス協会峡北地区 地区長	災害時におけるLPガス等の供給
42	令和3年3月30日	災害	大規模災害時における法律相談に関する協定書	山梨県弁護士会会長	大規模災害時に市民に対して行う法律相談業務の体制確保
43	令和3年6月29日	災害	災害時における避難所等の施設設備に関する協定書	韮崎自動車教習所	災害時における施設の利用に関する協定
44	令和3年7月30日	災害	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	災害時の電力復旧等に関する連携、情報共有、職員派遣
45	令和3年8月1日	災害	災害時等における福祉避難所への人材派遣に関する協定書	社会福祉法人北杜市社会福祉協議会、株式会社やさしい手甲府	災害時における福祉避難所への専門職員の派遣に関する協定
46	令和3年9月1日	災害	災害時等における協力に関する協定書	山梨住宅工業株式会社	災害時における避難所への従業員の派遣等に関する協定
47	令和3年12月1日	災害	災害時等における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における生活物資の供給に関する協定
48	令和4年5月19日	災害	山梨県における広域避難等に関する協定書	山梨県、県内27市町村	災害時における広域避難に関する協定
49	令和4年8月8日	災害	災害時等における協力に関する協定書	一般社団法人 コミュニティーパーク	災害時における施設の利用に関する協定
50	令和5年6月29日	災害	災害時等における協力に関する協定書	株式会社アルプス	災害時における施設（道の駅はくしゅう）の利用に関する協定
51	令和5年6月29日	災害	災害時等における協力に関する協定書	株式会社アルプス	災害時における施設（道の駅南きよさと）の利用に関する協定

### 3 協定

52	令和5年6月29日	災害	災害時等における協力に関する協定書	株式会社スパティオ小淵沢	災害時における施設（道の駅こぶちさわ）の利用に関する協定
53	令和5年8月31日	災害	災害におけるレジリエンス強化推進に関する連携協定	東日本電信電話株式会社山梨市江店	災害におけるレジリエンス強化推進に関する協定
54	令和5年7月30日	災害	災害時における停電復旧及び電力啓開作業の連携に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社	災害時の電力復旧等における道路啓開作業に関する覚書
55	令和6年3月26日	災害	災害時における応急活動の支援に関する協定書	山梨県厚生農業協同組合連合会	県央ネットやまなしによる災害時における電源車等の提供に関する協定



## 4 輸送・通信・広報

### 4-1 ヘリコプター場外離着陸場（県消防防災ヘリ関係）

No.	区分	名称	所在地	電話番号
1	場外	明野中学校校庭	明野町上手 8342	25-2426
2	場外	塩川ダム原石広場	須玉町小尾 1067	45-0789
3	場外	須玉中学校校庭	須玉町小倉 200	42-2021
4	場外	北杜市高根総合体育館	高根町村山北割 100	47-4444
5	場外	財団法人キープ協会清泉寮	高根町清里 3545（事務所）	48-2111
6	場外	旧峡北高校校庭	長坂町日野 2444	32-8250
7	場外	北杜市長坂総合スポーツ公園陸上競技場	長坂町大八田 6811-187	32-2278
8	場外	サンメドウズ清里スキー場第3駐車場	大泉町西井出 8240-1	48-4111
9	場外	北杜市白州総合運動場	白州町白須 7458-2	35-3553
10	場外	大武川河川公園フレンドパークむかわ	武川町柳沢 3506-1	26-3381
11	緊急	みずがき山リーゼンヒュッテ	須玉町小尾 6498-1	45-0911
12	緊急	みずがき湖ビジターセンター	須玉町比志 3730	45-0081
13	緊急	基督自然学園高校校庭	須玉町小尾 6869	45-0510
14	緊急	北杜市高根総合体育館駐車場	高根町村山北割 100	47-4444
15	緊急	北杜市長坂総合スポーツ公園（野球場）	長坂町大八田 6811-187	32-2278
16	緊急	北杜市大泉スポーツ広場（泉小校庭）	大泉町谷戸 2870	38-2025
17	緊急	サンメドウズ清里スキー場（研修センター駐車場）	大泉町西井出 8240-1	48-4111
18	緊急	小淵沢まきば荘	小淵沢町 10183-1	36-2415
19	緊急	北杜市小淵沢総合スポーツセンター	小淵沢町 2161	32-2278
20	緊急	武川中学校校庭（北杜市武川体育広場）	武川町三吹 2600	26-3715

## 4-2 ヘリコプター主要発着場（自衛隊ヘリ関係）

No.	名称	所在地	施設管理者	施設規模	広さ（幅×長さ）(m)	消防署からの所要時間(分)
1	明野中学校校庭	明野町上手 8342	学校長	大型	100×200	10
2	大正館前広場	須玉町下津金 2963	市長	中型	60×50	15
3	須玉中学校校庭	須玉町小倉 200	学校長	大型	100×100	5
4	江草広場	須玉町江草 7623	市長	中型	50×60	12
5	基督自然学園高校校庭	須玉町小尾 6896	学校長	大型	100×50	37
6	北杜市高根総合グラウンド	高根町村山北割 100	教育長	大型	110×170	2
7	長坂中学校校庭	長坂町長坂上条 1608	学校長	大型	100×140	12
8	(旧) 日野春小学校校庭	長坂町長坂下条 1237-3	市長	大型	60×130	18
9	(旧) 小泉小学校校庭	長坂町白井沢 4078	市長	大型	50×100	10
10	(旧) 秋田小学校校庭	長坂町大八田 3677	市長	大型	55×100	6
11	長坂小学校校庭	長坂町長坂上条 1603-1	学校長	大型	90×110	12
12	北杜市長坂総合スポーツ公園	長坂町大八田 6811-187	教育長	大型	115×120	3
13	泉小学校校庭	大泉町谷戸 2870	学校長	大型	100×200	10
14	小淵沢中学校校庭	小淵沢町 732	学校長	中型	130×80	15
15	北杜市小淵沢東スポーツセンターグラウンド	小淵沢町上笹尾 1240	教育長	中型	80×50	10
16	北杜市小淵沢総合スポーツセンターグラウンド	小淵沢町 2161	教育長	中型	100×50	20
17	小淵沢小学校校庭	小淵沢町 7741	学校長	中型	110×80	15
18	北杜市白州総合運動場	白州町白須 7458-2	教育長	大型	220×100	7
19	白州中学校校庭	白州町白須 1920	学校長	中型	100×70	5
20	白州小学校校庭	白州町白須 225	学校長	大型	100×90	4
21	東村山市山の家 (旧駒城小学校校庭)	白州町横手 997	東村山 市長	中型	100×50	8
22	武川中学校校庭	武川町三吹 2600	学校長	中型	100×170	8
23	武川小学校校庭	武川町牧原 944	学校長	小型	50×150	7

## 4-3 ヘリコプター場外離着陸場(自衛隊ヘリ関係)

No.	名称	所在地	電話番号
1	北杜市高根総合グラウンド	高根町村山北割100	47-4444
2	北杜市長坂総合スポーツ公園陸上競技場	長坂町大八田6811-187	32-2278
3	北杜市白州総合運動場	白州町白須7458-2	35-3553
4	北杜市泉小学校校庭(大泉スポーツ広場)	大泉町谷戸2870	38-2025

## 4-4 ドクターヘリ離着陸場

No.	名称	所在地	電話番号
1	明野中学校校庭	明野町上手 8342	25-2426
2	塩川ダム原石広場	須玉町小尾 1067	45-0789
3	みずがき山リーゼンヒュッテ	須玉町小尾 6498-1	45-0911
4	みずがき湖ビジターセンター	須玉町比志 3730	45-0081
5	みずがき山自然公園	須玉町小尾 8862-1	45-0277
6	基督自然学園高校校庭	須玉町小尾 6869	45-0510
7	北杜市須玉穂足スポーツ公園	須玉町大蔵 734	42-4844
8	江草広場	須玉町江草 7623	42-2262
9	須玉町農業体験農園施設(大正館) グラウンド	須玉町下津金 2963	20-7200
10	のろしの里ふれあい公園北駐車場	須玉町若神子 395	42-4844
11	須玉中学校校庭	須玉町小倉 200	42-2021
12	北杜市高根総合グラウンド	高根町村山北割 100	47-4444
13	北杜市高根体育館 駐車場	高根町村山北割 111	47-4444
14	清里丘の公園 ボールゲーム場	高根町清里 3545-5	48-3411
15	旧峡北高校校庭	長坂町日野 2444	32-8250
16	北杜市長坂町総合スポーツ公園 陸上競技場	長坂町大八田 6811-187	32-2278
17	北杜市長坂総合スポーツ公園 野球場	長坂町大八田 6811-187	32-2278
18	(旧) 秋田小学校校庭	長坂町大八田 3677	
19	(旧) 日野春小学校校庭	長坂町長坂下条 1237-3	
20	(旧) 小泉小学校校庭	長坂町白井沢 4078	
21	長坂中学校校庭	長坂町長坂上条 1608	32-2242
22	泉小学校校庭	大泉町谷戸 2870	38-2025
23	北杜市小淵沢総合スポーツセンター グラウンド	小淵沢町 2161	45-7750
24	小淵沢小学校校庭	小淵沢町 7741	36-2055
25	北杜市小淵沢東スポーツセンター グラウンド	小淵沢町上笹尾 1240	45-7750
26	小淵沢中学校校庭	小淵沢町 732	36-2160
27	小淵沢まきば荘(テニスハウス)	小淵沢町 10183	36-2415
28	北杜市白州総合運動場	白州町白須 7458-2	35-3553
29	白州小学校	白州町白須 225	35-2733
30	白州中学校	白州町白須 1920	35-2534
31	東村山市山の家(旧駒城小学校校庭)	白州町横手 997	
32	大武川河川公園(フレンドパーク武川)	武川町柳沢 3506-1	26-3381
33	武川運動公園	武川町新奥 1112	26-3261
34	武川中学校校庭	武川町三吹 2600	26-3715
35	武川小学校校庭	武川町牧原 944	26-2110

## 4-5 自衛隊派遣部隊・緊急消防援助隊宿泊予定施設

地区	No.	施設名	面積	人員	所在地	電話番号
明野地区	1	明野小学校体育館	1,118	186	明野町上手 8418	25-2101
	2	明野中学校体育館	1,050	175	明野町上手 8342	25-2426
	3	北杜市明野多目的屋内運動場	1,086	181	明野町上手 8304	25-1530
須玉地区	4	須玉小学校体育館	1,067	177	須玉町若神子 200-2	42-2310
	5	須玉中学校体育館	962	160	須玉町小倉 200	42-2021
	6	北杜市須玉総合体育館	2,210	368	須玉町大蔵 734	42-4844
高根地区	7	高根東小学校体育館	721	120	高根町村山北割 1035	47-2014
	8	高根西小学校体育館	700	116	高根町村山西割 1696	47-2025
	9	(旧)高根清里小学校体育館	695	115	高根町清里 3545-2083	48-2515
	10	高根中学校体育館	1,312	218	高根町村山東割 98	47-2026
	11	北杜市高根体育館	2,886	481	高根町村山北割 111	47-4444
長坂地区	12	長坂小学校体育館	845	140	長坂町長坂上条 1603-1	32-2308
	13	長坂中学校体育館	913	152	長坂町長坂上条 1608	32-2242
	14	北杜市長坂総合スポーツ公園体育館	2,399	399	長坂町大八田 6811-187	32-2278
	15	甲陵高校体育館	1,333	222	長坂町長坂上条 2003	32-3050
大泉地区	16	泉小学校体育館	767	127	大泉町谷戸 2870	38-2025
	17	泉中学校体育館	1,080	180	大泉町谷戸 2087	38-2012
	18	北杜市大泉体育館	2,165	360	大泉町谷戸 1915	45-6130
小淵沢地区	19	小淵沢小学校体育館	741	123	小淵沢町 7741	36-2055
	20	小淵沢中学校体育館	1,190	198	小淵沢町 732	36-2160
	21	北杜市小淵沢総合スポーツセンター体育館	1,020	170	小淵沢町 2161	45-7750
	22	北杜市小淵沢東スポーツセンター体育館	612	102	小淵沢町上笹尾 1240	45-7750
白州地区	23	白州小学校体育館	750	1225	白州町白須 225	35-2733
	24	白州中学校体育館	1,538	256	白州町白須 1920	35-2534
	25	北杜市白州体育館	3,635	605	白州町鳥原 2913-208	35-3553
武川地区	26	武川小学校体育館	730	121	武川町牧原 944	26-2110
	27	武川中学校体育館	960	160	武川町山高 1457	26-3715
	28	北杜市武川体育館	1,229	204	武川町三吹 2219	26-3261
	29	北杜市甲斐駒センターせせらぎ	286	47	武川町牧原 1243	20-3019

※1) 宿泊予定施設は指定避難所に位置づけられていることから、災害対策本部において調整の上、その使用を指示するものとする。

※2) 電話番号は施設の連絡先であり、施設の使用に係る問合せは北杜市災害対策本部へ行うものとする。

## 4-6 緊急消防援助隊野営可能場所

名称	所在地	面積(㎡)	土地の状況	水道	トイレ	駐車可能台数	電話番号
北杜市高根総合グラウンド	高根町村山北割 100	20,691	転圧地	有	有	50	47-4444
北杜市長坂総合スポーツ公園(陸上競技場)	長坂町大八田 6811-187	18,250	芝生	有	有	50	32-2278
北杜市白州体育館駐車場	白州町鳥原 2913-208	5,000	アスファルト	有	有	20	35-3553

※1) 野営可能場所は指定避難地に位置づけられていることから、災害対策本部において調整の上、その使用を指示するものとする。

※2) 電話番号は施設の連絡先であり、施設の使用に係る問合せは北杜市災害対策本部へ行うものとする。

## 4-7 緊急消防援助隊地上部隊進出拠点及び到達ルート(北杜市内)

受入方面	ルート(道路別)	名称・所在地	面積(㎡)	駐車台数
長野県諏訪方面(長野県東部)	中央自動車道上り	八ヶ岳パーキングエリア 長坂町大八田 6811-15	144,400	大型 32 台、 小型 40 台
長野県諏訪方面(長野県東部)	国道 20 号	北杜市白州体育館 駐車場 白州町鳥原 2913-208	5,000	20 台(一部利用)
長野県諏訪方面(長野県東部)	国道 20 号	道の駅はくしゅう 白州町白須 1308		大型 4 台、 小型 71 台
長野県諏訪方面(長野県東部)	県道 11 号 北杜富士見線	道の駅こぶちざわ 小淵沢町 2968-1		大型 8 台、 小型 45 台
長野県佐久方面(長野県北東部)	国道 141 号	道の駅南きよさと 高根町長沢 179	12,000	50 台(一部利用)

## 5 消防・水防

### 5-1 北杜市消防団の編成

#### (1) 消防団の編成

所属	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	4	(8)	(24)	2	2	22	31
明野分団			1	3	10	15	123	152
須玉分団			1	2	4	9	194	210
高根分団			1	5	10	51	205	272
長坂分団			1	4	7	59	200	271
大泉分団			1	3	5	15	134	158
小淵沢分団			1	2	5	50	121	179
白州分団			1	3	6	34	106	150
武川分団			1	2	5	28	89	125
ラッパ隊					1	1	22	24
女性消防隊					1	1	14	16
計	1	4	8	24	54	263	1,194	1,548

#### (2) 分団の名称及び担当区域

北杜市 消防団本部	明野分団	第1部	三之蔵、厚芝、原、小笠原、正楽寺、大内・緑ヶ丘	第6部	谷井、旭ヶ丘、辺見	
		第2部	戸崎、南組、一本松、つつじヶ丘、西村	第7部	小袖、中込、浅尾原、東光	
		第3部	中筋、大久保、藤内、前宮	第8部	浅尾新田	
		第4部	北組、富士見ヶ丘	第9部	浅尾	
		第5部	永井	第10部	上神取、下神取、御領平	
	須玉分団	第1部	和田、下原、大和、桑原、御所	第4部	上小倉、中小倉、中尾、下小倉、東向上、東向下、多麻住宅、小池平、前尾根、後村・中村・下村、儀生・湯戸・駒ヶ入、根古屋、平・孫女、後藤田、馬場、下仲田、上仲田・横畑、下八巻、漆戸、大渡、原、宮平、比志1.2.3、日向、日影、東小尾、和田、黒森、御門南北、神戸西東、塩川	
		第2部	上宿1.2.3、仲町、下宿、竹の内、下和田、さつき団地、さくら団地、若神子新町、境之沢、川又、前村、中村、二日市場			
		第3部	大蔵、大蔵新田、藤田上、藤田下、みさき団地、みずきタウン、田屋、覚林寺、大豆生田、百観音、サコホラス須玉団地			
	高根分団	第1部	川俣、長沢、東井出	第6部	蔵原、小池	
		第2部	堤、村山北割	第7部	五町田	
		第3部	箕輪新町、海道上、海道下、新田、大林、大坪	第8部	上黒沢、下黒沢	
		第4部	仲尾根、久保、梅ノ木、横森上、横森下、村山東割	第9部	浅川、東原、上手、西村、下念場、東念場	
		第5部	村山西割	第10部	八ヶ岳、駅前、朝日ヶ丘、朝日ヶ丘住宅、学校寮、清里の森	

長坂分団	第1部	原町・渋沢、富岡、塚川
	第2部	長坂上条、日野、長坂下条
	第3部	上町・本町・仲町
	第4部	夏秋・下村三区・下村四区・栗林・東原
	第5部	町添・成岡・大和田・南新居
	第6部	東村・中村・横針・菅沼・上野原、大井ヶ森、小荒間東・小荒間中・小荒間西
	第7部	中丸、柿平、鳥久保、蕪・中島
大泉分団	第1部	下井出・寺所・山崎住宅、天神・宮地
	第2部	中村・辻林・若林・東原、姥神・新井・姥神住宅
	第3部	城南・町屋、宮上・宮下・西泉・西田住宅
	第4部	豊武・富谷・湧水、宮川・下新居
	第5部	油川・石堂第1・石堂第2、大泉帰農・大泉駅前・大開上
小淵沢分団	第1部	宮久保、高野
	第2部	久保、岩窪、小淵、尾根
	第3部	本町、大東豊
	第4部	上笹尾、女取、篠原
	第5部	下笹尾、松向
白州分団	第1部	大武川、上教来石、下教来石
	第2部	鳥原、荒田、松原
	第3部	台ヶ原、花水
	第4部	白須下、白須上
	第5部	前沢、竹宇
	第6部	横手、大坊
武川分団	第1部	新開地、牧原
	第2部	上三吹、下三吹
	第3部	宮脇
	第4部	山高、柳澤
	第5部	新奥、黒澤

## 6 基準・様式等

### 6-1 職員動員関係様式

様式第1号

動 員 名 簿				
				課長名
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
合 計 (人)				

様式第2号

動 員 個 人 表				
				課長名
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
<p>動員時の心得</p> <p>1 参集時の携行品      手拭、手袋、水とう、食料、懐中電灯、その他必要な用具</p> <p>2 動員途上の緊急措置      職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属課長（班長）に報告するものとする。</p>				



## 6-2 被害認定基準

1	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なもの
2	行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者	重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの 軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7	被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	全壊 (全壊、流失)	住家はその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
9	床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊に該当しないが、堆積物等のために一時的に居住できないもの
10	床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
11	一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもの、但し、軽微なものは除く。
12	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
13	非住家 (公共建物)	国、県、市町村、JR、NTT等の管理する建物
14	非住家 (その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
15	文教施設	学校(含む各種学校)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの

## 6 基準・様式等

16	病院	医療法に定める病院（20人以上）
17	流失埋没	田畑の耕土が流出し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
18	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
19	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
20	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
21	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
22	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
23	水産被害	養魚場、漁船等の被害
24	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
25	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
26	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
27	橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
28	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む
29	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
30	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水路
31	林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
32	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
33	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
34	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
35	被災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
36	被災者	被災世帯の構成員

## 6-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和5年7月21日現在（山梨県災害救助法施行細則による）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり <u>340</u> 円 (加算額) 冬季(10~3月) 別に定める。 高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。 2 輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 建設型応急住宅 (1)規格 地域の実情、世帯構成等により設定 (2)限度額 1戸当たり <u>6,775,000</u> 円以内 (3)同一敷地内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は知事が別に定める。) 2 賃貸型応急住宅 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて1(2)に定める規模に準ずる。 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。	災害発生の日から20日以内に着工	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 完成の日から最高2年以内				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者	1 1人1日当たり <u>1,230</u> 円以内	災害発生の日から7日以内	1 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物 2 費用は、主食、副食及び燃料等の経費				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊(焼)半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月~9月)、冬期(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 現物給付に限ること (1)被服、寝具及び身の回り品 (2)日用品 (3)炊事用具及び食器 (4)光熱材料				
		区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
		単位円						
		全壊・全焼・ 流失	夏 <u>19,200</u> 冬 <u>31,800</u>	<u>24,600</u> <u>41,100</u>	<u>36,500</u> <u>57,200</u>	<u>43,600</u> <u>66,900</u>	<u>55,200</u> <u>84,300</u>	<u>8,000</u> <u>11,600</u>
		半壊・半焼・ 床上浸水	夏 <u>6,300</u> 冬 <u>11,100</u>	<u>8,400</u> <u>13,200</u>	<u>12,600</u> <u>18,800</u>	<u>15,400</u> <u>22,300</u>	<u>19,400</u> <u>28,100</u>	<u>2,700</u> <u>3,700</u>

6 基準・様式等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的に処置）	1 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕等の実費 2 病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合は、協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 医療の範囲 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内	1 助産の範囲 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者	1 <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>一世帯当たり五万円以内の額とする。</u> 2 <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う (1) 半壊又は半焼した世帯 1世帯当たり <u>706,000</u> 円以内 (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり <u>34,300</u> 円	<u>災害発生の日から10日以内</u>  災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり <u>4,800</u> 円 中学校生徒1人当たり <u>5,100</u> 円 高等学校等生徒1人当たり <u>5,600</u> 円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (その他の学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処置程度のものを行う。	1 棺（付属品含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱 埋葬費 1体当たり 大人（12歳以上） <u>219,100</u> 円以内 小人（12才未満） <u>175,200</u> 円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者についての死体に関する処理(埋葬を除く。)	(洗淨・縫合、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1体当たり <u>5,500</u> 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金額以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班が行う。 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇用費等 1世帯当たり <u>138,700</u> 円以内	災害発生の日から10日以内	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	範囲	費用の限度額等	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者  同第10条第5号から第10号までに規定する者	(1) 医師、歯科医師 1人1日当たり <u>25,300</u> 円 (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師 1人1日当たり <u>16,800</u> 円 (3) 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士 1人1日当たり <u>15,600</u> 円 (4) 救急救命士 1人1日当たり 14,600円 (5) 土木技術者、建築技術者 1人1日当たり <u>16,500</u> 円 (6) 大工 1人1日当たり <u>27,700</u> 円 (7) 左官 1人1日当たり <u>28,200</u> 円 (8) とび職 1人1日当たり <u>26,700</u> 円  地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

## 6-4 緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書

### 1 標章

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

### 2 確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊟ 公 安 委 員 会 ㊟	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所 氏 名	( ) 局 番	
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。